

参考資料 4-2

医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（案）及び医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令対比表

医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（案）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この省令は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第十四条第三項（同条第九項及び法第十九条の四において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第十四条の四第四項及び第十四条の六第五項（法第十九条の四において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する厚生労働大臣の定める基準のうち、医療機器の安全性に関する非臨床試験（薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第四十条第一項第五号ロ及びニ（第一百二十二条において準用する場合を含む。）及び第五十九条第一項（第一百十一条において準用する場合を含む。）並びに薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第十四条の六第四項（法第十九条の四において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する資料のうち生物学的安全性に関するものの収集及び作成のために、試験施設において試験系を用いて行われるものに限る。以下単に「試験」という。）に係るものと定めるものとする。

（定義）

第二条 この省令において「被験物質」とは、試験において安全性の評価の対象となる医療機器若しくはその原材料（原材料を構成する化学的物質又は生物学的物質を含む。）をいう。

医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この省令は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第十四条第三項（同条第六項、法第十九条の二第四項及び第二十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに法第十四条の四第四項及び第十四条の五第四項（これらの規定を法第十一条の四及び第二十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する厚生労働大臣の定める基準のうち、医薬品の安全性に関する非臨床試験（薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十八条の三第一項第一号ニ（第二十六条の三及び第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十一条の三第一項（第二十六条の十三及び第二十七条において準用する場合を含む。）並びに法第十四条の五第三項（法第十九条の四及び第二十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する資料のうち急性毒性、亜急性毒性、慢性毒性、催奇形性その他の毒性に関するものの収集及び作成のために、試験施設において試験系を用いて行われるものに限る。以下単に「試験」という。）に係るものと定めるものとする。

第二条 この省令において「被験物質」とは、試験において安全性の評価の対象となる医薬品又は化学的物質、生物学的物質若しくはその製剤をいう。

2 この省令において「対照物質」とは、試験において被験物質と比較する目的で用いられる医療機器若しくはその原材料（原材料を構成する化学的物質又は生物学的物質を含む。）をいう。

3 この省令において「試験系」とは、被験物質が使用される動物、植物、微生物又はこの構成部分、又はその対照として用いられるものをいう。

4 この省令において「標本」とは、検査又は分析のため試験系から採取された物をいう。

5 この省令において「生データ」とは、試験において得られた観察の結果及びその記録をいう。

（試験の実施に係る基準）

第三条 法第十四条又は第十九条の二の承認を受けようとする者又は受けた者が行う試験の実施に係る第十四条第三項並びに第十四条の四第四項及び第十四条の六第四項に規定する資料の収集及び作成については、第四条から第十八条までの規定の定めるところによる。

2 この省令において「対照物質」とは、試験において被験物質と比較する目的で用いられる医薬品又は化学的物質、生物学的物質若しくはその製剤をいう。

3 この省令において「試験系」とは、被験物質が投与され、若しくは加えられる動物、植物、微生物又はこの構成部分、又はその対照として用いられるものをいう。

4 この省令において「標本」とは、検査又は分析のため試験系から採取された物をいう。

5 この省令において「生データ」とは、試験において得られた観察の結果及びその記録をいう。

（試験の実施に係る基準）

第三条 法第十四条（法第二十三条において準用する場合を含む。）又は第十九条の二の承認を受けようとする者又は受けた者が行う試験の実施に係る第十四条第三項並びに第十四条の四第四項及び第十四条の五第四項に規定する資料の収集及び作成については、第四条から第十八までの規定の定めるところによる。

（試験委託者の責務）

第四条 試験を委託する者は、委託する試験がこの基準に従つて実施されなければならないものであることを受託する者に対して事前に通知しなければならない。

2 前項の場合において、試験を委託した者又はその地位を承継した者（以下「試験委託者等」という。）は、当該試験がこの基準に従つて実施されていること、及び実施されたことを確認しなければならない。

3 第一項の通知及び前項の確認は、文書により記録し、これを保存し

2 この省令において「対照物質」とは、試験において被験物質と比較する目的で用いられる医薬品又は化学的物質、生物学的物質若しくはその製剤をいう。

3 この省令において「試験系」とは、被験物質が投与され、若しくは加えられる動物、植物、微生物又はこの構成部分、又はその対照として用いられるものをいう。

4 この省令において「標本」とは、検査又は分析のため試験系から採取された物をいう。

5 この省令において「生データ」とは、試験において得られた観察の結果及びその記録をいう。

（試験の実施に係る基準）

第三条 法第十四条（法第二十三条において準用する場合を含む。）又は第十九条の二の承認を受けようとする者又は受けた者が行う試験の実施に係る第十四条第三項並びに第十四条の四第四項及び第十四条の五第四項に規定する資料の収集及び作成については、第四条から第十八までの規定の定めるところによる。

（試験委託者の責務）

第四条 試験を委託する者は、委託する試験がこの省令に従つて実施されなければならないものであることを受託する者に対して事前に通知しなければならない。

2 前項の場合において、試験を委託した者又はその地位を承継した者（以下「試験委託者等」という。）は、当該試験がこの省令に従つて実施されていること、及び実施されたことを確認しなければならない。

3 第一項の通知及び前項の確認は、文書により記録し、これを保存し

なければならない。

第二章 職員及び組織

(職員)

第五条 試験に従事する者及び次条第二号に規定する信頼性保証部門に属する者は、その業務を適正かつ円滑に遂行するために必要な教育若しくは訓練を受けた者又は職務経験を有する者であつて、当該業務を遂行しうる能力を有するものでなければならない。

2 試験に従事する者は、被験物質、対照物質及び試験系を汚染しないよう、保健衛生上必要な注意を払わなければならぬ。

(運営管理者)

第六条 試験施設の運営及び管理について責任を有する者（以下「運営管理者」という。）は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 試験ごとに、試験に従事する者のうち、当該試験の実施、記録、報告等について責任を有する者（以下「試験責任者」という。）を指名すること。

二 当該試験施設で行われる試験がこの基準に従つて行われていることを保証する部門（以下「信頼性保証部門」という。）の責任者（以下「信頼性保証部門責任者」という。）を指名すること。

三 信頼性保証部門責任者がその業務を適切に行つていることを確認すること。

四 被験物質若しくは対照物質又はこれを含む混合物の同一性、純度、安定性及び均一性について試験できるものは適切に試験されていることを確認すること。

五 施設及び機器等が標準操作手順書及び試験計画書に従つて使用されていることを確認すること。

なければならない。

第二章 職員及び組織

(職員)

第五条 試験に従事する者及び次条第二号に規定する信頼性保証部門に属する者は、その業務を適正かつ円滑に遂行するために必要な教育若しくは訓練を受けた者又は職務経験を有する者であつて、当該業務を遂行しうる能力を有するものでなければならない。

2 試験に従事する者は、被験物質、対照物質及び試験系を汚染しないよう、保健衛生上必要な注意を払わなければならぬ。

(運営管理者)

第六条 試験施設の運営及び管理について責任を有する者（以下「運営管理者」という。）は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 試験ごとに、試験に従事する者のうち、当該試験の実施、記録、報告等について責任を有する者（以下「試験責任者」という。）を指名すること。

二 当該試験施設で行われる試験がこの省令に従つて行われていることを保証する部門（以下「信頼性保証部門」という。）の責任者（以下「信頼性保証部門責任者」という。）を指名すること。

三 信頼性保証部門責任者がその業務を適切に行つていることを確認すること。

四 被験物質若しくは対照物質又はこれを含む混合物の同一性、力価、純度、安定性及び均一性について適切に試験されていることを確認すること。

五 施設及び機器等が標準操作手順書及び試験計画書に従つて使用されていることを確認すること。

六 試験計画書に従つてその試験を適切に実施するために十分な職員を確保すること。

七 試験に従事する者及び信頼性保証部門に属する者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

八 試験に従事する者及び信頼性保証部門に属する者についての教育、訓練及び職務経験を記録した文書並びに職務分掌を明記した文書を作成し、これらを保存すること。

九 その他試験施設の運営及び管理に関する業務

(試験責任者)

第七条 試験責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 各試験がこの基準、標準操作手順書及び試験計画書に従つて行われていることを確認すること。

二 生データが正確に記録され、かつ適切な措置が講じられていることを確認すること。

三 予見することができなかつた試験の信頼性に影響を及ぼす疑いのある事態について、その内容及び改善措置が文書により記録されていることを確認すること。

四 次条第一項第三号の指摘事項及び同項第四号の勧告により改善を行ふこと。

五 試験系が試験計画書に従つているものであることを確認すること。

六 試験計画書、標本、生データその他の記録文書、最終報告書及びこれらの変更又は訂正に係る文書（以下「試験関係資料」という。）が試験中及びその終了時に試験関係資料を保存する施設（以下「資料保存施設」という。）に保存されていることを確認すること。

七 その他試験の実施、記録、報告等の管理に関する業務

六 試験計画書に従つてその試験を適切に実施するために十分な職員を確保すること。

七 試験に従事する者及び信頼性保証部門に属する者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

八 試験に従事する者及び信頼性保証部門に属する者についての教育、訓練及び職務経験を記録した文書並びに職務分掌を明記した文書を作成し、これらを保存すること。

九 その他試験施設の運営及び管理に関する業務

(試験責任者)

第七条 試験責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 各試験がこの省令、標準操作手順書及び試験計画書に従つて行われていることを確認すること。

二 生データが正確に記録され、かつ適切な措置が講じられていることを確認すること。

三 予見することができなかつた試験の信頼性に影響を及ぼす疑いのある事態について、その内容及び改善措置が文書により記録されていることを確認すること。

四 次条第一項第三号の指摘事項及び同項第四号の勧告により改善を行ふこと。

五 試験系が試験計画書に従つているものであることを確認すること。

六 試験計画書、標本、生データその他の記録文書、最終報告書及びこれらの変更又は訂正に係る文書（以下「試験関係資料」という。）が試験中及びその終了時に試験関係資料を保存する施設（以下「資料保存施設」という。）に保存されていることを確認すること。

七 その他試験の実施、記録、報告等の管理に関する業務